

令和4年度結城市施設園芸農家緊急支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症流行の長期化に加え、原油価格の高騰により施設園芸農業に必要な燃油経費が増大したことで、経営の継続が懸念される施設園芸農家等に対し、予算の範囲内において、令和4年度結城市施設園芸農家緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設園芸農業 温室、ビニールハウスその他これらに類する施設（以下「園芸用施設」という。）を利用して野菜、花き、果樹その他の園芸作物を生産することをいう。
- (2) 施設園芸農家等 市内で施設園芸農業を営む個人事業主又は法人であつて、市内に住所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 加温用燃料 園芸用施設の加温のために使用する燃料をいう。
- (4) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(補助対象燃料)

第3条 補助対象となる燃料（以下「補助対象燃料」という。）は、園芸用施設の加温用燃料で、令和3年12月1日から令和4年4月30日までに購入したA重油及び灯油とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の全ての要件に該当する施設園芸農家等とする。

- (1) 生産した園芸作物の販売実績があること。
- (2) 令和4年度以降も引き続き施設園芸農業に取り組む意欲があること。
- (3) 補助申請時において市税等の滞納がないこと。
- (4) 結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象燃料1リットル当たり10円とし、上限を10万円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度結城市施設園芸農家緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請書の提出期限は、令和4年9月29日とする。ただし、郵送による申請の場合は、提出期限当日消印有効とする。

(審査等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査その他の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査に基づき、補助金交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは令和4年度結城市施設園芸農家緊急支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)を、不交付を決定したときは令和4年度結城市施設園芸農家緊急支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。